

## 平成26年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	32,827 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	8,986,345 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	24,620 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	765,407 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	2,619,762 千円
第1項 営業収益	2,263,835 千円
第2項 営業外収益	355,927 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,590,195 千円
第1項 営業費用	2,456,888 千円
第2項 営業外費用	97,803 千円
第3項 特別損失	34,504 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 399,267千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,696千円、過年度分損益勘定留保資金 342,571千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	589,309 千円
第1項 企 業 債	299,200 千円
第2項 出 資 金	251,086 千円
第3項 負 担 金	12,150 千円
第4項 国 庫 支 出 金	26,873 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	988,576 千円
第1項 建 設 改 良 費	765,407 千円
第2項 資 産 購 入 費	3,801 千円
第3項 償 還 金	219,368 千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業	299,200 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金については, その融資条件により, 銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし, 企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し, 又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は, 次のとおりと定める。

- (1) 営業費用・営業外費用及び特別損失の相互間
- (2) 建設改良費・資産購入費及び償還金の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については, その経費の金額を, それ以外の経費の金額に流用し, 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 152,807 千円 |
|-----------|------------|

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、223,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,882千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1. 取得する資産	構 築 物	配水管 φ75mm ~ φ300mm	1,290m
		知手配水場擁壁工事	一 式
		知手配水場既存配水管 切回し工事	一 式
	建 物	知手配水場ポンプ棟建 築工事	一 式
	機 械 及 び 装 置	別所配水場監視警報設 備工事	一 式

平成 26年 3月 日提出

茨城県神栖市長 保 立 一 男